

高知県救急医療協議会設置要綱

(目的)

第1条 この協議会は、高知県内の適正な救急医療を確保するため、救急医療に関する基本的かつ総合的な諸問題についての研究協議、調整及び審議を行い、救急医療の円滑な推進を図ることを目的とし、高知県救急医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 救急医療体制の整備についての研究協議
- (2) 病院前救護体制の構築についての研究協議
- (3) 前2号に掲げるもののほか、救急医療体制の円滑な推進を図るための施策についての協議

(組織・構成)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる機関の救急医療又は救急搬送に精通する者のうちから知事が委嘱又は任命（以下「委嘱等」という。）する。なお、第2号かかる者の委嘱等については、2次保健医療圏単位に行うものとする。

- (1) 高知県医師会 (3名)
- (2) 第2次救急医療施設 (4名)
(2次保健医療圏ごとに1名)
- (3) 救命救急センター (2名)
(救命救急センターごとに1名)
- (4) 小児救急医療施設 (1名)
- (5) 県内消防機関（又は高知県消防長会） (5名)
(うち2次医療圏ごとに1名の代表を含む。)

- (6) 救急医療情報センター
- (7) 高知大学医学部附属病院救急部 (1名)
- (8) 県（衛生主管部局1名と消防主管部局1名） (2名)

- 2 この協議会に、会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(協議会)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長は、必要に応じ関係者の出席を要請することができる。

(部会、小委員会及び専門委員)

第5条 専門の事項を研究協議するため必要があるときは、協議会に部会、小委員会又は専門委員会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名又は委嘱する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 小委員会に小委員長を置き、小委員長は会長が指名する。
- 5 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、小委員長が指名又は委嘱する。
- 6 部会長、小委員長は、それぞれ部会又は小委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 部会、小委員会の運営については、第4条の規定を準用する。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、高知県健康政策部医療政策課及び危機管理部消防政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が委員に諮り、これを定める。

附 則

この要綱は平成15年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年10月20日から施行する。